

民間まちづくり活動促進事業 平成25年度 第二次募集要領

■応募受付期間

平成25年7月30日(火)～平成25年8月26日(月) 18:00まで

■応募申請先及び問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省都市局まちづくり推進課

民間まちづくり活動促進事業担当 持松

連絡先 Tel: 03-5253-8111(内線 32-575)

E-mail: mochimatsu-t2wk@mlit.go.jp

平成25年7月
国土交通省

< 目 次 >

I. 民間まちづくり活動促進事業の概要

1. 目的 p. 1
2. 補助事業の仕組み p. 3

II. 補助対象事業の選定基準等

1. 選定方法 p. 7
2. 選定基準 p. 7
3. 留意事項 p. 8

III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

1. 応募申請について p. 9
2. ヒアリングの実施について p. 10
3. 選定後の交付申請等について p. 11

IV. 事業の実施にあたっての留意点 p. 12

V. 応募申請書・様式 別添

I. 民間まちづくり活動促進事業の概要

1. 目的

近年、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組みが活発化しており、まちづくりにおける新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

平成23年4月に都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号。以下「法」という。）が改正され、地域住民等自らが、まちのにぎわいや利便性の向上などに向けた創意工夫を活かしたまちづくりを行うことを目的として、広場、歩道、歩道に設置するベンチ等、まちのにぎわいや利便性を高める施設等の設置・管理を円滑に進めるための制度や、道路空間を活用したにぎわいのあるまちづくりを実現しやすくする制度等が新しくできました。

こうしたことを受け、本事業では、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成や、これに基づいた施設整備等を含む社会実験・実証事業等を支援し、「新しい公共」の考え方に基づく快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着、地域活力の向上や整備や管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的としています。

2. 民間まちづくり活動促進事業の概要

(1) 事業主体

都市再生整備推進法人、土地所有者等※、法定の協議会（中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会、低炭素まちづくり協議会）、民間事業者等

※土地所有者等とは、土地の所有者、建築物等の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者、又は建築物の所有者をいいます。

(2) 補助対象

① 計画等コーディネート

まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、人材育成、意見の調整等のまちづくり活動並びに地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の立案・調整等に要する経費

② 民間まちづくり計画等策定

- ・ 民間まちづくり計画又は都市再生整備計画の素案の策定にかかる経費
- ・ 都市利便増進協定等※を含むまちづくり計画の策定に要する経費

※都市利便増進協定等とは、法第72条の3の規定に基づく都市利便増進協定、法第45条の2に基づく都市再生歩行者経路協定、法第72条の2の規定に基づく都市再生整備歩行者経路協定をいいます。

※今回の公募範囲は、上記の①、②の事業のうち下線の取組みを対象とします。

Ⅱ. 募集内容

1 事業主体

本事業の事業主体は、土地の所有者、借地権等を有する者、又は建築物の所有者により組織される団体（以下「まちづくり協議会等」という。）で、法第 45 条の 2、法第 72 条の 2 又は法第 72 条の 3 の規定に基づき協定を締結しようとするものとします。

ただし、法第 73 条に基づく都市再生整備推進法人（予定含む。）は除きます。

2 対象地区

民間まちづくり活動促進事業の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地区とします。

一 法律等により、国の政策上位置付けがなされている、次に掲げるいずれかの区域内に存する地区

- イ 都市再生特別措置法第 2 条第 3 項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域
- ロ 中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 6 項の規定に基づく認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域
- ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 8 項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ニ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第 4 条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であって同法第 8 条第 3 項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの
- ホ 住生活基本計画（全国計画）に規定する地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）の区域
- ヘ 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第一号に規定する計画的再開発が必要な市街地又は同条第 1 項第二号及び第 2 項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- ト 景観法第 8 条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第 61 条の規定に基づく景観地区
- チ コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち、都市計画法第 12 条の 5 に規定する地区計画の区域として位置づけられた区域又は位置づけられることが確実な区域
- リ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づく低炭素まちづくり計画の区域

※ 民間まちづくりに取組む地区が上記のどの地域・地区に該当するかについては、所管の地方公共団体にお問い合わせ下さい。

二 地域課題に対応する必要のある次に掲げるいずれかの区域内に存する地区

- イ 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- ロ 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- ハ 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

3 補助の対象経費

補助の対象となる経費は、地権者等の意見調査等やまちづくり計画の策定のため、コンサルタント等の専門家に調査・検討を委託する経費（委託費用等）のみであり、事業主体の経常的な活動経費（経常的な人件費等）は対象外となります。

1) 民間まちづくり計画等策定

次の i) 又は ii) に掲げる協定の案を含むまちづくり計画の策定^{*}に要する経費

i) 法第72条の3の規定に基づく都市利便増進協定

ii) 法第45条の2又は第72条の2の規定に基づく歩行者経路協定

- ・土地利用、建築物等に関する現況調査、建物配置図等の作成、市街地環境の調査等、まちづくり計画作成の前提となる基礎調査に要する経費
- ・地区の課題等の分析、上記協定等を活用した改善案の検討等、地権者等の意見を反映したまちづくり計画の立案・調整に要する経費
- ・協定書の作成、協定に必要な図書の作成、イメージパースの作成等、まちづくり計画の作成に要する経費

※上記の協定の案のみを作成する場合や、上記協定の案に加え、地区計画、景観計画等を一体的に検討したまちづくり計画を作成する場合は該当します。

2) 計画等コーディネート

上記1)に係るコーディネート業務に要する経費

- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、人材育成、意見の調整等のまちづくり活動に要する経費

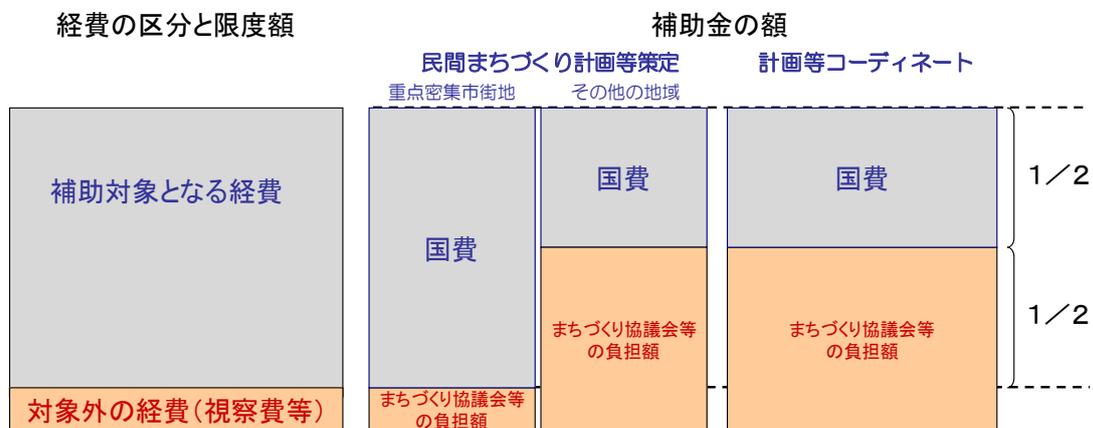
※「まちづくり協議会」等の総会、現地視察の開催、町内回覧板の作成、飲食費等の経費は対象になりません

4 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の1/2予算の範囲内で、となります。ただし、重点密集市街地において民間まちづくり計画等策定を実施する場合は、補助対象経費の全額を補助します。

補助率及び限度額

区分	補助率	限度額（国費）
民間まちづくり計画等策定	1/2	—
うち、重点密集市街地において実施されるもの	定額	—
計画等コーディネート	1/2	60,000 千円



- ※1 本事業の補助対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、別途、地方公共団体からの支援等を受けても差し支えありません。
- ※2 2ヵ年度以上にわたって事業を実施することも可能ですが、民間まちづくり計画等策定については、1年目から協定等の案を含むまちづくり計画を作成する必要があります。また、2年目以降の補助については、再度応募が必要です。限度額は各年度の合計で適用されます。
- ※3 上図中のまちづくり協議会等とは、4頁のⅡ. 1の事業主体をいいます。

5 予算額

平成25年度予算の額は160百万円（国費）であり、今回応募に係る補助分は内数です。

Ⅲ. 補助対象事業の選定基準等

1. 選定方法

民間まちづくり活動促進事業の補助対象事業は、外部有識者等による意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

2. 選定基準

民間まちづくり活動促進事業の補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

○ 形式審査

- (1) 事業主体が、応募要件（本要領 P. 4 参照）を満たしていること
- (2) 事業対象区域が、応募要件（本要領 P. 4 及び P. 5 参照）を満たしていること
- (3) 事業の目的等が適切であること
 - ・ 事業の目的、規模、期間が適切であること、また、事業に要する資金（国費以外の部分）の調達が確実であること、事業実施方法が適切であること等が必要です。

○ 内容審査

- (1) 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
 - ・ 事業主体は、調査・検討の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- (2) 取組のテーマ、取組内容・手法等が先導的、先進的であること
 - ・ 本事業を通じて行われる取組のテーマ、取組内容・手法等が、過去の事例にない先導性、先進性が高いと認められるものや、過去に類似事例はあるが、地域性や実施主体等の違いがあり、実施意義の高いものに重点化を図ることとします。
- (3) 多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること
 - ・ 民間の担い手が主体となったまちづくりを推進するため、一部の団体の取組よりも、市民・企業・NPOなど、より多様なまちづくりの担い手が連携する取組に重点化を図ることとします。
- (4) 取組の持続性・継続性が高いと期待されること
 - ・ 地域参加型のまちづくりを持続可能なものとするため、地域のまちづくり方針・計画等との整合性、取組の基盤の確実性、事業内容の具体性等から、取組の持続性・継続性が高いと期待されるものに重点化を図ることとします。

3. 留意事項

補助対象事業の選定にあたっては、事業対象地区を管轄する地方公共団体に対し、応募申請書の内容が当該地方公共団体の方針・計画等との整合が図られているものかについて、意見を求める予定にしています。

IV. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

1. 応募申請について

○留意事項（重要）

- ・ 補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載し、以下の宛先まで郵送にて送付して下さい。
- ・ 応募申請書の様式1～5は、上記の郵送と併せて、電子データを以下の宛先までメールにて送付して下さい。（PDF化せず、Excel形式のまま送付して下さい。）
- ・ 地方公共団体の推薦がなくても応募申請は可能ですが、選定にあたっては、当該地方公共団体に対して、応募申請書の内容が当該地方公共団体の方針・計画等との整合が図られているかについて意見を求める予定です。

<応募申請時に提出を必ずお願いするもの>

① 応募申請書

- ・ 応募申請書：応募団体の代表者の捺印が必要です。
- ・ 様式1：事業主体について、計画素案策定地区について
- ・ 様式2：事業内容について、事業実施により期待される効果
- ・ 様式3：検討フロー
- ・ 様式4：対象地区の現況（写真）・位置図
- ・ 様式5：応募団体整理表

② 応募団体会則（※応募申請時に作成中の場合、後日送付）

③ 応募団体の構成員名簿

※応募団体の構成員が、「〇〇地区の全ての住民」と定めているような場合は、応募団体の運営に携わる主な構成員の名簿を提出してください。

④ 応募団体の活動実績がわかる資料（会報、パンフ、議事録等）

※ 選定に当たって、要望額の根拠となる積算書等、上記以外に資料の提出を別途求めることがあります。

○平成25年度応募受付期間

応募受付期間：平成25年7月30日（火）～平成25年8月26日（月）18:00（必着）

※応募の際は、当該地方公共団体に必ず事前相談をお願いします。

○応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省都市局まちづくり推進課

民間まちづくり活動促進事業担当 持松

連絡先 Tel : 03-5253-8111（内線 32-575）

E-mail : mochimatsu-t2wk@mlit.go.jp

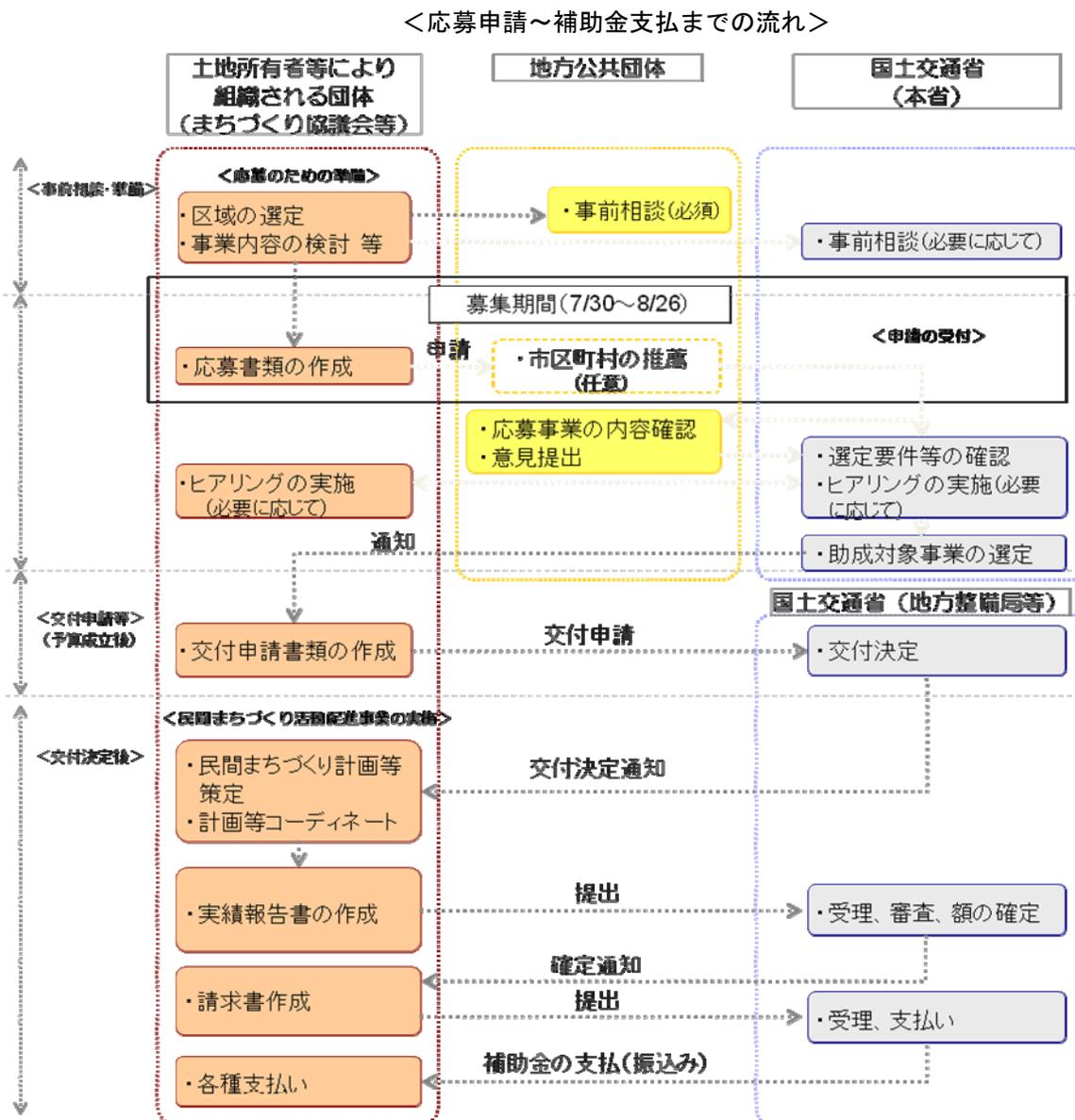
2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じ、応募事業内容のヒアリングを実施することとしておりますので、開催予定日・会場等については、別途ご連絡します。

なお、会場までの交通費等の経費については、各応募団体負担とさせていただきます。

3. 選定後の交付申請等について

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出して下さい。なお、交付申請等の手続き等詳細については「民間まちづくり活動促進事業交付要綱」をご参照下さい。
- ・ 手続きの流れは以下のとおりです。



V. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守して頂くこととなりますのでご留意下さい。

(補助を受けることができる期間)

- ・ 民間まちづくり活動促進事業は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間に限った制度です。

(補助金の交付申請)

- ・ 前年度に継続して補助事業を行う場合も、再度、応募、交付申請手続きを行う必要があります。前年度に、継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況、目標達成の可能性等について審査を受け、継続が不適切と判断された場合は不採択となる場合があります。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取り組みが目標通り進んでいるか報告を求めます。国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告をお願いいたします。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書および調査検討内容をまとめた報告書等を提出しなければなりません。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から 30 日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。(年度途中でも、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。)
- ・ 補助金の交付の対象となる経費は、支払対象となる行為が、交付決定後に行われるコンサルタント等の専門家との委託契約締結から、その年度中に行われており、かつ交付決定を受けた事業内容に係るものである場合に限りです。したがって、交付決定日以降に補助事業が開始されることになるため、応募・交付申請に要する経費など、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は補助の対象となりません。

(事業の実施後)

- 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- 事業完了後に、本事業による検討結果を公表させていただく場合があります。（公表内容は、事前に確認させていただきます。）

(その他)

- 本事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、取扱いに十分ご注意ください。
- 必要があると判断された場合、事業中又は事業後に補助事業に係る報告等を求めることや、関係者の事情聴取、事業成果の発表をして頂く場合があります。

(参考) 都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号)(抄)

(都市再生歩行者経路協定の締結等)

第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。))第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この節において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路(以下「都市再生歩行者経路」という。)の整備又は管理に関する協定(以下「都市再生歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2~4 (略)

第五節 都市再生整備歩行者経路協定

第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十二項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定(次項において「都市再生整備歩行者経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 (略)

(都市利便増進協定)

第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 (略)